



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
 神戸市役所  
 編集兼印刷発行人 神戸市長  
 発行日 毎週火曜日

## 目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	道路法による道路の認定及び廃止(市道御影山手22号線他)	建設局道路管理課	1
告示	道路法による歩行者専用道路の指定(市道御影山手23号線他)	建設局道路管理課	3
告示	道路法による自転車歩行者専用道路の指定(市道月が丘1丁目12号線)	建設局道路管理課	4
告示	港湾施設の供用廃止(兵庫突堤地域道路)	港湾局経営課	5
告示	神戸市収入証紙売りさばき人指定事項の変更	会計室会計課	6
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局東部建設事務所	7
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西建設事務所	10
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(県道 神戸明石線 市道 有瀬10号線)	建設局道路管理課	12
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 住吉村合併15・16号線)	建設局道路管理課	13
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定	福祉局監査指導部	14
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の指定	福祉局監査指導部	16
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定特定相談支援事業者の指定	福祉局監査指導部	17
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止	福祉局監査指導部	18
告示	児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定	福祉局監査指導部	19
告示	児童福祉法による指定障害児相談支援事業者の指定	福祉局監査指導部	20
告示	生活保護法等による指定医療機関の指定	福祉局くらし支援課	21
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	22
告示	生活保護法等による指定医療機関の指定の名称等の変更	福祉局くらし支援課	23
告示	生活保護法等による指定介護機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	24
告示	生活保護法等による指定介護機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	25
告示	生活保護法等による指定施術者の指定	福祉局くらし支援課	26

令和5年10月17日 神戸市公報第3830号

種類	件名	所管部署	ページ
告示	土砂搬入禁止区域の指定	環境局環境保全課	27
公告	建築協定書の提出及びその縦覧(ア・ラヴリ西神中央建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	29
教育委員会	教育委員会事務局等専決規程の一部を改正する訓令	教育委員会事務局総務課	30
その他	2022年度公立大学法人神戸市看護大学の財務諸表	公立大学法人神戸市看護大学法人本部経営管理課	81

神戸市告示第 387 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条及び第 10 条第 1 項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定し、及び廃止する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 10 月 6 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 認定する市道の路線

路線名	起 点	終 点
御影山手22号線	神戸市東灘区御影山手 4 丁目 182 番144地先	神戸市東灘区御影山手 4 丁目 182 番21地先
御影山手23号線	神戸市東灘区御影山手 4 丁目 182 番136地先	神戸市東灘区御影山手 4 丁目 182 番135地先
高倉台149号線	神戸市須磨区高倉台 6 丁目 5 番11 地先	神戸市須磨区高倉台 6 丁目 5 番38 地先
高倉台150号線	神戸市須磨区高倉台 6 丁目 5 番38 地先	神戸市須磨区高倉台 6 丁目 5 番26 地先
高倉台151号線	神戸市須磨区高倉台 6 丁目 25番40 地先	神戸市須磨区高倉台 6 丁目 25番24 地先
多聞118号線	神戸市垂水区学が丘 7 丁目 864番 224地先	神戸市垂水区学が丘 7 丁目 864番 236地先
多聞119号線	神戸市垂水区学が丘 7 丁目 864番 198地先	神戸市垂水区学が丘 7 丁目 864番 212地先
多聞120号線	神戸市垂水区学が丘 7 丁目 864番 230地先	神戸市垂水区学が丘 7 丁目 864番 193地先
月が丘 1 丁目12号線	神戸市西区月が丘 1 丁目 5 番 1 地 先	神戸市西区月が丘 1 丁目 5 番 8 地 先
井吹台北町82号線	神戸市西区井吹台北町 3 丁目 24番 地先	神戸市西区井吹台北町 5 丁目 10番 地先
池谷20号線	神戸市西区井吹台北町 3 丁目 32番 地先	神戸市西区櫛谷町池谷字苗代ノ内 444番 4 地先
井吹台西町 116 号線	神戸市西区井吹台西町 8 丁目 3 番 地先	神戸市西区井吹台西町 8 丁目 1 番 1 地先

2 廃止する市道の路線

路線名	起 点	終 点
湊西方面第 18 号線	神戸市兵庫区東出町 2 丁目 103 番 3 地先	神戸市兵庫区東出町 2 丁目 92 番 3 地先
伊川谷里 834 号線	神戸市西区伊川谷町布施畑字大阪 谷 1073 番地先	神戸市西区伊川谷町布施畑字柏木 谷 1156 番 122 地先

令和5年10月17日 神戸市公報第3830号

伊川谷里 835 号線	神戸市西区伊川谷町布施畑字丸畑 1181 番 17 地先	神戸市西区伊川谷町布施畑字丸畑 1181 番 17 地先
伊川谷里 670 号線	神戸市西区伊川谷町有瀬字下住尾 1631 番 12 地先	神戸市西区伊川谷町有瀬字下住尾 1631 番 12 地先
東灘里 72 号線	神戸市東灘区住吉本町 1 丁目 1876 番 158	神戸市東灘区住吉本町 1 丁目 1876 番 148

神戸市告示第388号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第3項の規定により、次の市道の全区間をもつぱら歩行者の一般交通の用に供する道路に指定するので、同条第5項の規定により告示する。

令和5年10月6日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 路線名

御影山手23号線

高倉台149号線

2 指定する期日

令和5年10月6日

神戸市告示第389号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定により、次の市道の全区間をもっぱら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路に指定するので、同条第5項の規定により告示する。

令和5年10月6日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 路線名

月が丘1丁目12号線

2 指定する期日

令和5年10月6日

# 令和5年10月17日 神戸市公報第3830号

神戸市告示第390号

次の港湾施設は、令和5年10月6日に限り、その供用を廃止する。

令和5年10月6日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	位置	規模
兵庫突堤地域ふ頭用地	神戸市兵庫区築地町	155,700㎡のうち 3,026.28㎡

令和5年10月17日 神戸市公報第3830号

神戸市告示第391号

神戸市収入証紙条例（昭和39年3月条例第44号）第3条第1項の規定により，神戸市収入証紙売りさばき所の所在地を次のとおり変更し，同条第2項の規定により告示する。

令和5年10月17日

神戸市長 久 元 喜 造

売りさばき人	売りさばき所		所在地変更日
	名称	所在地	
株式会社 三井住友銀行	藤原台支店	神戸市中央区浪花町56（神戸 営業部内）	令和5年11月13日



神戸市告示第392号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年10月17日

神戸市長 久元喜造

1. 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり
2. 保管期間  
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
3. 返還事務を行う時間  
魚崎浜保管所及び稗原保管所  
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで  
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで  
（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）
4. 返還を受けるために必要な事項  
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
5. その他  
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

令和5年10月17日 神戸市公報第3830号

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	岩屋駅周辺	自転車 3台	令和5年9月4日	東灘区御影塚町2丁目27番20号 建設局東部建設事務所 電話 854-2191
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	灘駅周辺	自転車 5台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	王子公園駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	新在家駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	六甲道駅周辺	自転車 12台	令和5年9月5日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 4台		
	六甲駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
	J R住吉駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	摂津本山駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	岡本駅周辺	自転車 5台	令和5年9月12日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	深江駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	青木駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	新在家駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	六甲道駅周辺	自転車 8台	令和5年9月13日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 2台		
	阪神御影駅周辺	自転車 8台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	阪急御影駅周辺	自転車 5台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	深江駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	青木駅周辺	自転車 4台	令和5年9月20日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	魚崎駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	J R住吉駅周辺	自転車 9台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	甲南山手駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	大石駅周辺	自転車 2台	令和5年9月20日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	摩耶駅周辺	自転車 13台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	王子公園駅周辺	自転車 1台		

別表

	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	新在家駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	六甲道駅周辺	自転車	10台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	4台	
	六甲駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	J R住吉駅周辺	自転車	6台	令和5年9月21日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	摂津本山駅周辺	自転車	5台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	岡本駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	深江駅周辺	自転車	4台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	青木駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	魚崎駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
稗原保管所 東灘区上河原通1丁目1番	灘区管内	自転車	28台	令和5年9月26日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	1台	
	阪神御影駅周辺	自転車	5台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1台	
	阪急御影駅周辺	自転車	4台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	東灘区管内	自転車	40台	令和5年9月27日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	1台	
	J R住吉駅周辺	自転車	6台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	摂津本山駅周辺	自転車	4台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	岡本駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	

神戸市告示第 393 号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 58 年 4 月条例第 3 号）第 11 条第 2 項（同条例第 12 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 10 月 17 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所。自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数。撤去し、及び保管した年月日。並びに問い合わせ先。

別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から 1 月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

西神保管所及び学園都市保管所

（ア） 火曜日・木曜日 午後 3 時から午後 7 時まで。

（イ） 土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで。

（ウ） 条例による撤去を実施したときは、撤去日を含め（日曜日、祝日を除く）連続 6 日間、平日 午後 3 時から午後 7 時まで、土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで。

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して 6 月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から 1 月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
西区高塚台6丁目 西神保管所 電話 992-3763	西神中央駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 2 台	令和5年9月5日	西区玉津町今津字宮の西 333番地の1 建設局西建設事務所 電話 912-3750
	西神南駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 8 台	令和5年9月21日	
	西建設事務所管内自転車等 放置禁止区域外長期放置	自転車 1 台	令和5年9月5日	
		自転車 5 台	令和5年9月27日	
西区学園西町3丁目2番地 学園都市保管所 電話 795-4618	学園都市駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 1 台	令和5年9月12日	
	伊川谷駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 1 台	令和5年9月12日	

令和5年10月17日 神戸市公報第3830号

神戸市告示第394号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和5年10月18日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年10月31日まで一般の縦覧に供する。

令和5年10月17日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
県道	神戸明石線	神戸市西区伊川谷町有瀬字古苗代1302番1地先から 神戸市西区伊川谷町有瀬字古苗代1302番4地先まで	新	30.30	最大 18.00 最小 17.80
			旧	30.30	最大 17.10 最小 16.80
市道	有瀬第10号線	神戸市西区伊川谷町有瀬字古苗代1373番1地先から 神戸市西区伊川谷町有瀬字古苗代1302番1地先	新	37.30	最大 5.50 最小 5.40
			旧	37.30	最大 1.00 最小 1.00

# 令和5年10月17日 神戸市公報第3830号

神戸市告示第395号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和5年10月18日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年10月31日まで一般の縦覧に供する。

令和5年10月17日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	住吉村合併 15号線	神戸市東灘区住吉山手1丁目1525番1地先から	新	32.60	最大 6.00 最小 6.00
		神戸市東灘区住吉山手1丁目1525番23の地先まで	旧	32.60	最大 4.80 最小 4.80
市道	住吉村合併 16号線	神戸市東灘区住吉山手1丁目1525番22の地先から	新	29.50	最大 5.20 最小 4.90
		神戸市東灘区住吉山手1丁目1525番1の地先まで	旧	29.50	最大 4.20 最小 3.80

令和5年10月17日 神戸市公報第3830号

神戸市告示第396号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和5年10月17日

神戸市長 久元喜造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2810602140	就労支援B型事業所DEYROLLE	兵庫県神戸市長田区庄山町3丁目2番6号B・Gハウス庄山2F	株式会社 ayuto	兵庫県神戸市垂水区神陵台三丁目2番1号7-1号	令和5年8月1日	就労継続支援（B型）
2815102369	就労移行ITスクール神戸三宮	兵庫県神戸市中央区八幡通4丁目2-18 昭和住宅・福本ビル5階501号室	株式会社 LOGZ	東京都新宿区四谷三栄町11-22 Fビル5階	令和5年8月1日	就労移行支援（一般型）
2810101481	Combloom	兵庫県神戸市東灘区御影塚町3丁目3-5 西御影グリーンハウスC・E号	株式会社 nanohana	兵庫県神戸市東灘区御影塚町2丁目25-2	令和5年8月1日	就労継続支援（B型）
2810101473	quarter	兵庫県神戸市東灘区御影塚町2丁目25-2 梶原ビル1F	株式会社 nanohana	兵庫県神戸市東灘区御影塚町2丁目25-2	令和5年8月1日	就労継続支援（B型）



令和5年10月17日 神戸市公報第3830号

2815102351	リワークセンター三宮	兵庫県神戸市中央区江戸町104番地 江戸町104-3階305号室	株式会社 Rodina	広島県広島市南区松原町2番62号 広島JPビルディング7階	令和5年8月1日	自立訓練 (生活訓練)
2815001835	ユーモア	兵庫県神戸市北区甲栄台3丁目6-13	株式会社 SPELEX	兵庫県神戸市北区鈴蘭台北町二丁目7番9号	令和5年8月1日	就労継続支援(A型)
2815202151	スタートアップ	兵庫県神戸市西区池上2丁目39-2	株式会社リタ	兵庫県神戸市西区天王山25番地の6	令和5年8月1日	就労継続支援(B型)
2815001827	グループホームたーとる	兵庫県神戸市北区上津台3-1-4	株式会社介援隊	兵庫県西宮市山口町上山口1丁目10番29号	令和5年8月1日	短期入所
2810801973	はまゆう	兵庫県神戸市垂水区桃山台6丁目11-1	株式会社甲斐総合企画	兵庫県神戸市垂水区名谷町1011-1 グリーンハイツ204号	令和5年8月1日	就労継続支援(B型)
2820800197	あかりの家 エルフ・多聞台	兵庫県神戸市垂水区多聞台3丁目3-4	社会福祉法人 正福会	大阪府大阪市鶴見区中茶屋1丁目1番10号	令和5年8月1日	共同生活援助

令和5年10月17日 神戸市公報第3830号

神戸市告示第397号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 14 第 1 項の指定一般相談支援事業者の指定をしたので、同法第 51 条の 30 第 1 項第 1 号の規定により告示する。

令和5年10月17日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2835000205	相談支援プラットフォーム	兵庫県神戸市北区南五葉2丁目1番29号 第2吉田ビル2C号室	株式会社ディレクト	兵庫県神戸市北区南五葉2丁目1番29号	令和5年8月1日	地域移行支援
2835000205	相談支援プラットフォーム	兵庫県神戸市北区南五葉2丁目1番29号 第2吉田ビル2C号室	株式会社ディレクト	兵庫県神戸市北区南五葉2丁目1番29号	令和5年8月1日	地域定着支援

# 令和5年10月17日 神戸市公報第3830号

神戸市告示第398号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者の指定をしたので、同法第51条の30第2項第1号の規定により告示する。

令和5年10月17日

神戸市長 久元喜造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2835000205	相談支援プラットフォーム	兵庫県神戸市北区南五葉2丁目1番29号 第2吉田ビル2C号室	株式会社デイレクト	兵庫県神戸市北区南五葉2丁目1番29号	令和5年8月1日	計画相談支援

令和5年10月17日 神戸市公報第3830号

神戸市告示第399号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による事業の廃止の届出があったため、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和5年10月17日

神戸市長 久元喜造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	廃止年月日	サービス種類
2810100905	Combloom	兵庫県神戸市東灘区御影塚町3丁目3-5 西御影グリーンハウスC・E号	一般社団法人expand	兵庫県神戸市東灘区御影塚町2丁目25番2号	令和5年7月31日	就労継続支援（B型）
2810101192	quarter	兵庫県神戸市東灘区御影塚町2丁目25番2号	一般社団法人expand	兵庫県神戸市東灘区御影塚町2丁目25番2号	令和5年7月31日	就労継続支援（B型）
2810101119	ベジタブルカフェ日菜田①	兵庫県神戸市東灘区魚崎北町2-9-17ベスステップ魚崎1階	特定非営利活動法人縁	兵庫県神戸市東灘区魚崎中町2丁目5番3-1号	令和5年7月29日	就労継続支援（B型）
2810101119	空①	兵庫県神戸市東灘区魚崎北町2-9-17ベスステップ魚崎1階	特定非営利活動法人縁	兵庫県神戸市東灘区魚崎中町2丁目5番3-1号	令和5年7月29日	生活介護

令和5年10月17日 神戸市公報第3830号

神戸市告示第400号

次の事業者について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者の指定をしたので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

令和5年10月17日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2850200235	放課後等デイサービス HANON	兵庫県神戸市灘区森後町1-4-6	一般社団法人 OCEAN-SML	兵庫県神戸市灘区森後町一丁目4番6号	令和5年8月1日	放課後等デイサービス
2850600137	放課後クラブ emma	兵庫県神戸市長田区大橋町5丁目3番1号アスタプラザイースト地下1階010区画	株式会社エポック・ライフケアサービス	兵庫県神戸市長田区久保町五丁目1番1	令和5年8月1日	保育所等訪問支援

# 令和5年10月17日 神戸市公報第3830号

神戸市告示第401号

次の事業者について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者の指定をしたので、同法第24条の37第1号の規定により告示する。

令和5年10月17日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2875000123	相談支援プラットフォーム	兵庫県神戸市北区南五葉2丁目1番29号 第2吉田ビル2C号室	株式会社アールクト	兵庫県神戸市北区南五葉2丁目1番29号	令和5年8月1日	障害児相談支援

# 令和5年10月17日 神戸市公報第3830号

神戸市告示第402号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年10月17日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	指定年月日
ゆうまデンタルクリニック	神戸市東灘区深江南町1丁目12番16号	令和5年8月16日
かつはら薬局灘店	神戸市灘区篠原北町3丁目11番15号	令和5年9月1日
ミツバ薬局	神戸市北区惣山町5丁目9番5号	令和5年9月1日
医療法人蒼風会 Sor a Dental C linic	神戸市垂水区小束台868番地1129	令和5年4月1日
みずえクリニック	神戸市西区大沢1丁目6番7号	令和5年10月1日
a r a t a c l i n i c 神戸元町	神戸市中央区元町通2丁目9番1号	令和5年10月1日
ウエルシア薬局 神戸 鈴蘭台西町店	神戸市北区鈴蘭台西町3丁目10番37号	令和5年10月1日
神戸三宮ミライ歯科ク リニック	神戸市中央区京町74番地	令和5年10月1日

## 令和5年10月17日 神戸市公報第3830号

神戸市告示第403号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年10月17日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	廃止年月日
中尾クリニック	神戸市東灘区住吉宮町3丁目8番3号	令和5年9月30日
長瀬歯科医院	神戸市中央区御幸通3丁目1番11号	令和5年9月21日



# 令和5年10月17日 神戸市公報第3830号

神戸市告示第404号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年10月17日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	変更年月日
ファースト訪問看護ステーション灘	(新)神戸市灘区灘南通5丁目4番26号 (旧)神戸市灘区篠原南町1丁目5番3号	令和5年8月1日

# 令和5年10月17日 神戸市公報第3830号

神戸市告示第405号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条4項の規定により、当該指定介護機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により告示する。

令和5年10月17日

神戸市長 久元喜造

## 1 介護事業者

当該廃止にかかる 介護事業所の名称	当該廃止にかかる 介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる 事務所の所在地	廃止年月日	サービス種類
長瀬歯科医院	神戸市中央区御幸通3丁目1番11号	長瀬 良平	神戸市中央区御幸通3丁目1番11号	令和5年9月21日	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導
中尾クリニック	神戸市東灘区住吉宮町3丁目8番3号	中尾 哲	神戸市東灘区住吉宮町3丁目8番3号	令和5年9月30日	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導

令和5年10月17日 神戸市公報第3830号

神戸市告示第406号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年10月17日

神戸市長 久元喜造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
ヘルパーステーションああす	(新)神戸市中央区旗塚通5丁目1番地25  (旧)神戸市中央区下山手通9丁目3番15号	特定非営利活動法人地域福祉会ああす	神戸市東灘区住吉本町1丁目24番27号	令和4年10月1日	訪問介護 訪問介護 介護予防訪問介護 介護 介護予防訪問介護 訪問 型サービス（独自） その他の生活支援サービス（その他／定率）
ファースト訪問看護ステーション灘	(新)神戸市灘区灘南通5丁目4番26号  (旧)神戸市灘区篠原南町1丁目5番3号	株式会社 f i r s t	神戸市北区桜森町12番地の5	令和5年8月1日	訪問看護 介護予防訪問看護
(新)ココ・ラクシア垂水  (旧)ウッドランド垂水山手	神戸市垂水区千鳥が丘3丁目10番50号	株式会社B R A N D N E W	神戸市垂水区千鳥が丘3丁目10番50号	令和5年7月1日	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
アポロケア	(新)神戸市中央区筒井町3丁目6番12号  (旧)神戸市中央区下山手通5丁目7番地7号	アポロ株式会社	神戸市北区北五葉4丁目8番18号	令和5年8月1日	訪問介護 訪問型サービス（独自）

# 令和5年10月17日 神戸市公報第3830号

神戸市告示第407号

次の施術者について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の指定をしたので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 5 年 10 月 17 日

神戸市長 久 元 喜 造

## 1 はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
若林 秀治（鍼灸・マッサージきらり神戸院）	若林 秀治	神戸市中央区脇浜町 3 丁目 5 番 1 0 号	令和 5 年 9 月 11 日

神戸市告示408号

神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例（令和2年条例第10号）第37条第1項の規定に基づき、土砂搬入禁止区域を次のとおり指定する。

令和5年10月17日

神戸市長 久 元 喜 造

1 指定する土砂搬入禁止区域の位置および区域

神戸市北区有野町有野字南尾 3834 番、3835 番、3836 番、3837 番、3838 番、3839 番、  
3840 番、3841 番 1、3844 番の一部、3845 番の一部、  
3846 番の一部、3866 番、3893 番、3894 番

（別図のとおり）

2 土砂搬入禁止区域の面積

97,141.87 m<sup>2</sup>

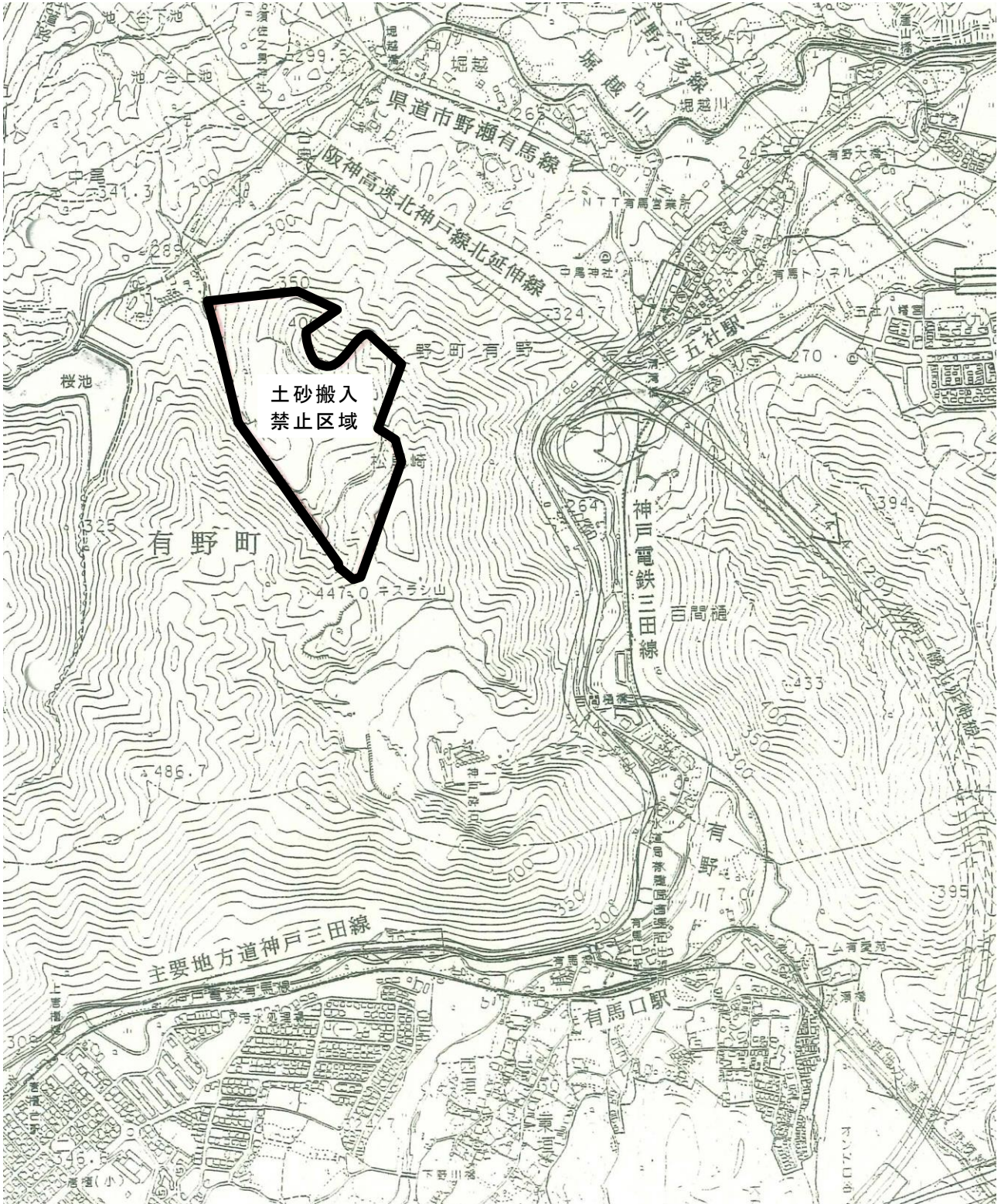
3 土砂搬入禁止区域の指定の期間

令和5年10月24日から令和6年4月23日まで

4 土砂搬入禁止区域の指定の理由

1の区域における盛土の位置および形状について、条例第15条第1項第9号で規定する土砂等の流出、又は崩落による災害の発生を防止するために必要な措置が図られておらず、かつ、当該区域及びその周辺の区域において土砂埋立てを継続することにより、土砂の崩落、飛散又は流出による災害の発生が見込まれ、人の生命、身体または財産を害する恐れがあると認められるため。

別図



神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定による建築協定書の提出があったので、同法第71条の規定により公告します。

この建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、関係人の縦覧に供します。

令和5年10月10日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 建築協定の名称  
ア・ラヴリ西神中央建築協定
- 2 建築協定区域の位置  
神戸市西区春日台5丁目31番1 他
- 3 縦覧期間  
令和5年10月10日から同年11月7日まで
- 4 連絡先  
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号  
神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課  
電話(078)595-6555

教育委員会事務局等専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年10月5日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳

神戸市教育長訓令甲第1号

教育委員会事務局等専決規程の一部を改正する訓令

教育委員会事務局等専決規程（平成29年4月教育長訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。



改正後											改正前											
別表第1（第2条—第10条関係） 人事関係事務											別表第1（第2条—第10条関係） 人事関係事務											
決裁区分	教育長	局長	部長 (※及び は総務部長の み)	課長 及び 課に 相当 する 室長	教職員課長	教育機関の長			副校長、 准校長	備考	決裁区分	教育長	局長	部長 (※及び は総務部長の み)	課長 及び 課に 相当 する 室長	教職員課長	教育機関の長			副校長、 准校長	備考	
						2類 の長	3類 の長	学校 長									2類 の長	3類 の長	学校 長			
任用（補職を含む） 及び退職	課長 (兼任 及び兼 務にか かる事 項に限 る。)	係長以下（行 政職1級（相 当職を含 む。）の職員 を除く。）の 職員及び臨 時的任用	—	会計 年度 任用	行政職1級 （相当職を 含む。）の 職員	会計 年度 任用	—	高等 学校 事務 室の 会計 年度 任用	—		任用（補職を含む） 及び退職	課長以 上	係長以下（行 政職1級（相 当職を含 む。）の職員 を除く。）の 職員及び臨 時的任用	—	会計 年度 任用	行政職1級 （相当職を 含む。）の 職員	会計 年度 任用	—	高等 学校 事務 室の 会計 年度 任用	—		
採用	—	係長以下の 職員	—	—	—	—	—	—	—	—	採用	課長以 上	係長以下の 職員	—	—	—	—	—	—	—	—	—
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
休業 の承 認	育児休業	—	部長以上	—	—	課長以下	—	—	—	—	休業 の承 認	局長	部長	—	—	課長以下	—	—	—	—	—	—
	自己啓発休業	—	部長以上	—	—	課長以下	—	—	—	—	自己啓発休業	局長	部長	—	—	課長以下	—	—	—	—	—	—
	配偶者同行休業	—	部長以上	—	—	課長以下	—	—	—	—	配偶者同行休業	局長	部長	—	—	課長以下	—	—	—	—	—	—
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
服務	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	服務	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	営利企業への従 事等の許可	—	部長以上	※課 長	—	係長以下及 び学校職員	—	—	—	—	営利企業への従 事等の許可	局長	部長	※課 長	—	係長以下及 び学校職員	—	—	—	—	—	

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
(注)	[略]																		

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後													改正前																													
別表第2（第2条—第10条関係） 財務関係事務 2—1支出決定（支出を伴う施行決議・実施決定）													別表第2（第2条—第10条関係） 財務関係事務 2—1支出決定（支出を伴う施行決議・実施決定）																													
	決裁事項	節	節名称	細節名称等	専決範囲	決裁区分						合議	備考		決裁事項	節	節名称	細節名称等	専決範囲	決裁区分						合議	備考															
						副市長	局長	部長	課長及び 課に 相当 する 室長	学校長 及び 副校 長及 び准 校長	特定職									副市長	局長	部長	課長及び 課に 相当 する 室長	学校長 及び 副校 長及 び准 校長	特定職																	
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]				
09	交際費	09	交際費	交際費	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	前渡金払の場合 は、2—3その他 の表20の項を適用 する。	09	交際費	9	交際費	交際費	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	前渡金払の場合 は、2—3その他 の表19の項を適用 する。	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]					
10	調達	10	需用費	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	10	調達	10	需用費	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]					
				電気料金（電 気事業 者の定 める申 込書に よるも の）	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]					[略]	入札又は見積合せ で不調となり、電 気事業者の定める 申込書により契約 する場合に限る。	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]					[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]					



請負	13	使用自動車 料及借上料 び貸 借料	4,00 0万 円超	○	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	す。賃料が減額さ れる場合は、減額 されないものとし た場合の金額によ る。	請負	13	使用自動車 料及借上料 び貸 借料	4,00 0万 円超	○	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	し、無償のもの又 は軽減されたもの については、見積 金額を示す。																	
																									(市長が指定するものC)	(物品)(市長が指定するものC)															
請負 (その他)、 物品の借 入れ	13	使用自動車 料及借上料 び貸 借料	4,00 0万 円超	○	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	す。賃料が減額さ れる場合は、減額 されないものとし た場合の金額によ る。	請負	13	使用自動車 料及借上料 び貸 借料	4,00 0万 円超	○	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	し、無償のもの又 は軽減されたもの については、見積 金額を示す。																	
																									4,00 0万 円以 下	○	[略]	[略]	[略]	[略]	1 自動車借上料 の契約を請負(そ の他)で締結する 場合、100万円を 超えるものにつ いては経理契約 を要する。	他)	物品の借 入れ	4,00 0万 円以 下	○	[略]	[略]	[略]	[略]	1 自動車借上料 の契約を請負(そ の他)で締結する 場合、100万円を 超えるものにつ いては経理契約 を要する。	
																									2,00 0万 円以 下		○	[略]	[略]	[略]	2 自動車借上料 の契約を貸借で 締結する場合、8 0万円を超えるも のについては経 理契約を要する。		物品の借 入れ	2,00 0万 円以 下		○	[略]	[略]	[略]	[略]	2 自動車借上料 の契約を貸借で 締結する場合、8 0万円を超えるも のについては経 理契約を要する。
																									1,00 0万 円以 下			○	○	[略]	3 自動車借上料 の契約を貸借で 締結する場合、金 額は、賃料の年額 又は総額を表す。 賃料が減額され る場合は、減額さ れないものとし た場合の金額によ る。		物品の借 入れ	1,00 0万 円以 下			○	○	[略]	[略]	3 自動車借上料 の契約を貸借で 締結する場合、金 額は、賃料の年額 又は総額を表し、 無償のもの又は 軽減されたもの については、見積 金額を示す。

請負 (その他)	13	使用 料及び貸 借料	自動車 借上料	300 万円 以下							第3 類教 育機 関の 長	100万円を超える ものについては経 理契約を要する。
物品 の借 入れ	13	使用 料及び貸 借料	自動車 借上料	100 万円 以下							第3 類教 育機 関の 長	1 金額は、賃料 の年額又は総額を 表す。賃料が減額 される場合は、減 額されないものと した場合の金額に よる。 2 80万円を超え るものについては 経理契約を要す る。
請負 (その他) 物品 の借 入れ	13	使用 料及び貸 借料	自動車 借上料 (市長 が指定 するも のB、C)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	自動車借上料の契 約を貸借で締結す る場合、金額は、 賃料の年額又は総 額を表す。賃料が 減額される場合 は、減額されない ものとした場合の 金額による。
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
物品 の借	13	使用 料及び	自動車 借上料	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	金額は、賃料の年 額又は総額を表

請負 (その他)	13	使用 料及び貸 借料	自動車 借上料	300 万円 以下							第3 類教 育機 関の 長	
物品 の借 入れ	13	使用 料及び貸 借料	自動車 借上料	100 万円 以下							第3 類教 育機 関の 長	
請負 (その他) 物品 の借 入れ	13	使用 料及び貸 借料	自動車 借上料 (市長 が指定 するも のB、C)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	自動車借上料の契 約を貸借で締結す る場合、金額は、 賃料の年額又は総 額を表し、無償の もの又は軽減され たものについては 見積金額を示 す。
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
物品 の借	13	使用 料及び	自動車 借上料	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	金額は、賃料の年 額又は総額を表

入れ		び貸 借料	(市長 が指定 するも のC)																					す。賃料が減額さ れる場合は、減額 されないものとし た場合の金額によ る。	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
不 動 産 の 借 入 れ	13	使用 料及 び貸 借料	土地借 上料、 家屋借 上げ料	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	神戸市 公有財 産規則 (昭和 44年10 月規則 第43号 の2) が適用 される ものに ついて は、行 財政局 局長 (資産 活用担 当) (500 万円を 超える もの。	1	金額は、賃料 の年額又は総額を 表す。賃料が減額 される場合は、減 額されないものと した場合の金額に よる。 2、3 [略]												
																									し、無償のもの又 は軽減されたもの については、見積 金額を示す。
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
不 動 産 の 借 入 れ	13	使用 料及 び貸 借料	土地借 上料、 家屋借 上げ料	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	神戸市 公有財 産規則 (昭和 44年10 月規則 第43号 の2) が適用 される ものに ついて は、行 財政局 局長 (資産 活用担 当) (500 万円を 超える もの。	1	金額は、賃料 の年額又は総額 を表し、無償のも の又は軽減され たものについて は、見積金額を示 す。 2、3 [略]												
																									し、無償のもの又 は軽減されたもの については、見積 金額を示す。
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]



									資産活用課長 （500万円以下）に合議
土地借上料、 家屋借上料 （市長が指定するものD）	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	神戸市
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	公有財
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	産規則 が適用 される ものの うち、 一時的 な材料 置場等 のため のもの につい ては、 行財政 局局長 （資産 活用担

									資産活用課長 （500万円以下）に合議
土地借上料、 家屋借上料 （市長が指定するものD）	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	神戸市
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	公有財
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	産規則 が適用 される ものの うち、 一時的 な材料 置場等 のため のもの につい ては、 行財政 局局長 （資産 活用担





	るもの		学援助金の受給者の決定、又は定例的な学校に対する助成)										するとき（変更後の当該負担金等の総額が変更前の当該負担金等の総額を下回るときに限る。）の決裁区分は、変更後の個々の負担金等の額に基づくものとする。									るとき（変更後の当該負担金等の総額が変更前の当該負担金等の総額を下回るときに限る。）の決裁区分は、変更後の個々の負担金の額に基づくものとする。	
			補助交付金（奨学金、就学援助金の受給者の追加決定及び支出）	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	る。この場合において、当該決裁区分が複数の決裁区分に該当することとなるときは、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。									この場合において、当該決裁区分が複数の決裁区分に該当することとなるときは、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
21	移転料その他諸補償（借地権に係るもの	21	補償補填及び賠償金	損失補償金	200万円超	○																	不動産の取得等に伴うもので、神戸市の公共用地の取
					200万円以下		○																
					100万円			○															部長

る補償を除く。)  
請負契約款に規定する不可抗力による損害の費用負担

	以下						
	50万円以下				○		
損失補償金 (電柱、ケーブル、上水道管又はガス管の移設に伴うもの)	200万円超		○				
	200万円以下				○		
	100万円以下				○		
損失補償金 (請負契約款に規定する不可抗力による損害の費用負担)	3,000万円超	○					
	3,000万円以下		○				
	1,000万円以下				○		
	500万円以下				○		

る補償を除く。)  
請負契約款に規定する不可抗力による損害の費用負担

0万円以下						(学校計画担当)	得に伴う損失補償基準(昭和47年4月1日市長決定)の適用を受けるものについては、行財政局局長(資産活用担当)
500万円以下						学校環境整備課長	(3,000万円を超えるもの。資産活用課長経由)又は資産活用課

	万円以下							
損失補償金 (公共事業の 施行に伴う移 転料その他諸 補償)	3,000万円超	○						
	3,000万円以下		○					
	1,000万円以下			○				
	500万円以下				○			
損失補償金 (土地取得に係るもの)	3,000万円超	○						不動産の取得等に伴うもので、神戸市の公共用地の取得に伴う損失補償基準(昭
	3,000万円以下		○					
	1,000万円以下							部長(学校計画担当)

								長 (3,000万円以下) に合議
損失補償金 (土地取得以外)	200万円超	○						
	200万円以下		○					
	100万円以下			○				
	50万円以下				○			
損失補償金 (土地取得以外) (電柱、ケーブル、上下水道管又は	200万円超		○					
	200万円以下			○				
	100万円以下				○			

500 万円 以下	学校 環境 整備 課長	和47年 4月1 日市長 決定) の適用 を受け るもの につい ては、 行財政 局部長 (資産 活用担 当) (3,00 0万円 を超え るも の。資 産活用 課長経 由)又 は資産 活用課 長 (3,00 0万円 以下)	ガス管 の移設 に伴う もの)								
			損失補 償金 (土地 取得以 外) (請負 契約約 款に規 定する 不可抗 力によ る損害 の費用 負担)	3,00 0万 円超	○						
			取得以 外) (請負 契約約 款に規 定する 不可抗 力によ る損害 の費用 負担)	3,00 0万 円以 下		○					
			取得以 外) (請負 契約約 款に規 定する 不可抗 力によ る損害 の費用 負担)	1,00 0万 円以 下			○				
			取得以 外) (請負 契約約 款に規 定する 不可抗 力によ る損害 の費用 負担)	500 万円 以下				○			
	21	補償 補填 及び 賠償 金	補填金 200 万円 超	○						不動産 の取得 等に伴 うもの で、神 戸市の 公共用 地の取 得に伴 う損失	
			200 万円 以下		○						
			100 万円 以下			○					
			50万				○				

									に合議
補填金	200万円超	○							
	200万円以下		○						
	100万円以下			○					
	50万円以下				○				

円以下

補償基準（昭和47年4月1日市長決定）の適用を受けるものについては、行財政局局長（資産活用担当）（3,000万円を超えるもの。資産活用課長経由）又は資産活用課長（3,000



	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
25	寄附金	25	寄附金	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注)

1～16 [略]

															0万円以下) に合議
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
25	寄附金	25	寄付金	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注)

1～16 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後										改正前												
2-2 収入決定（収入を伴う施行決議・実施決定）										2-2 収入決定（収入を伴う施行決議・実施決定）												
[略]	[略]	専決 範囲	決裁区分						合議	備考	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
			副市長	局長	部長	課長 及び 課に 相当 する 室長	学校 長 及び 副校 長 及 び 准 校長	特定 職														学校 長 及 び 准 校長
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
02	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	売却（不 動産又は 地上権、 地役権、 その他こ れらに準 ずる権 利）	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	神戸市公有 財産規則が 適用される ものについ ては、行財政 局部長（資産 活用担当）  （4,000万円 を超えるも の。資産活用 課長経由）又 は資産活用 課長（4,000 万円以下）に 合議	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
03	物品の貸 付	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	1 金額は、賃料の年額 又は総額を表す。賃料
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]													
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]													1 金額は、賃料の年額 又は総額を表わし、無

		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		が減額される場合は、 減額されないものとし た場合の金額による。 2 [略] 3 賃料の減額について は、局長の専決とする。 4 [略]			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		償のもの又は軽減され たものについては、見 積金額を示す。 2 [略] 3 [略]
04	不動産の 貸付	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	神戸市公有 財産規則が 適用される ものについ ては、行財政 局局長(資産 活用担当)(5 00万円を超 えるもの。資 産活用課長 経由)又は資 産活用課長 (500万円以 下)に合議	1 金額は、賃料の年額 又は総額を表す。賃料 が減額される場合は、 減額されないものとし た場合の金額による。 2、3 [略] 4 賃料の減額について は、局長の専決とする。 5 [略]	04	不動産の 貸付	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	神戸市公有 財産規則が 適用される ものについ ては、行財政 局局長(資産 活用担当)(5 00万円を超 えるもの。資 産活用課長 経由)又は資 産活用課長 (500万円以 下)に合議	1 金額は、賃料の年額 又は総額を表わし、無 償のもの又は軽減され たものについては、見 積金額を示す。 2、3 [略] 4 賃料の減免について は、局長の専決とする。 5 [略]
	不動産の 貸付(市 長が指定 するもの D)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	神戸市公有 財産規則が 適用される もののうち、 一時的な材 料置場等の ためのもの	1 金額は、賃料の年額 又は総額を表す。賃料 が減額される場合は、 減額されないものとし た場合の金額による。 2、3 [略] 4 賃料の減額について		不動産の 貸付(市 長が指定 するもの D)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	神戸市公有 財産規則が 適用される もののうち、 一時的な材 料置場等の ためのもの	1 金額は、賃料の年額 又は総額を表わし、無 償のもの又は軽減され たものについては、見 積金額を示す。 2、3 [略] 4 賃料の減免について

									については、 行財政局部5 長（資産活用 担当）（500 万円を超え るもの。資産 活用課長経 由）又は資産 活用課長（50 0万円以下） に合議	は、局長の専決とする。 [略]										は、行財政局 局長（資産活 用担当）（50 0万円を超え るもの。資産 活用課長経 由）又は資産 活用課長（50 0万円以下） に合議	は、局長の専決とする。 [略]	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
(注)											(注)											
1～10 [略]											1～10 [略]											

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後										改正前																		
2-3 その他										2-3 その他																		
決裁事項	専決 範囲	決裁区分						合議	備考		決裁事項	専決 範囲	決裁区分						合議	備考								
		副市長	局長	部長	課長 及び 課に 相当 する 室長	学校 長、 副校 長及 び准 校長	特定 職						副市長	局長	部長	課長 及び 課に 相当 する 室長	学校 長、 副校 長及 び准 校長	特定 職										
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
07	不動産の 交換	4,00 0万 円以 下	[略]	○	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	行財政局部 長（資産活用 担当）（4,00 0万円を超え るもの。資産 活用課長経 由）又は資産 活用課長（4, 000万円以 下）に合議	[略]	07	不動産の 交換	4,00 0万 円以 下	[略]	○	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	行財政局局 長（資産活用 担当）（4,00 0万円を超え るもの。資産 活用課長経 由）又は資産 活用課長（4, 000万円以 下）に合議	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
08	物品の借 入れ（支 出を伴わ ないもの）	80万 円超 80万 円以 下 20万 円以 下	[略]	○	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	金額は、賃料の年額又は 総額を表す。賃料が減額 される場合は、減額され ないものとした場合の金 額による。	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	第3 類教 育機

							関の 長	
	物品の借 入れ（支 出を伴わ ないも の）（市 長が指定 するもの C)	200 万円 超	○					金額は、賃料の年額又は 総額を表す。賃料が減額 される場合は、減額され ないものとした場合の金 額による。
		200 万円 以下		○				
		100 万円 以下			○	○		
		50万 円以 下					第3 類教 育機 関の 長	
09	物品の貸 付（収入 を伴わな いもの）	200 万円 超	○					1 金額は、賃料の年額 又は総額を表す。賃料が 減額される場合は、減額 されないものとした場合 の金額による。 2 賃料の免除について は、局長の専決とする。
		200 万円 以下		○				
		100 万円 以下			○	○		
		20万 円以 下					第3 類教 育機	



							関の 長	
10	不動産の 借入れ (支出を 伴わない もの)	全て 100 万円 以下	○				第2 類教 育機 関の 長	金額は、賃料の年額又は 総額を表す。賃料が減額 される場合は、減額され ないものとした場合の金 額による。
	不動産の 借入れ (支出を 伴わない もの)(市 長が指定 するもの D)	200 万円 超 200 万円 以下 100 万円 以下	○					金額は、賃料の年額又は 総額を表す。賃料が減額 される場合は、減額され ないものとした場合の金 額による。
				○				
11	不動産の 貸付(収 入を伴わ ないもの)	全て 100 万円 以下	○				神戸市公有 第2類教 育機 関の 長	1 金額は、賃料の年額 又は総額を表す。賃料が 減額される場合は、減額 されないものとした場合 の金額による。 2 賃料の免除について は、局長の専決とする。
							神戸市公有 局長(資産 活用担当) (500万円を 超えるもの。 資産活用課 長経由)又は	

									資産活用課長（500万円以下）に合議	
	不動産の貸付（収入を伴わないもの）（市長が指定するものD)	200万円超		○					神戸市公有財産規則が適用されるもののうち、一時的な材料置場等のためのものについては、行財政局部長（資産活用担当）（500万円を超えるもの。資産活用課長経由）又は資産活用課長（500万円以下）に合議	1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 賃料の免除については、局長の専決とする。
12	基金の運用計画の決定	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	各局における運用計画案の策定については局長の専決とする。
13	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
14	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
15	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
16	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
08	基金の運用計画の決定	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	各局における運用計画案の策定については局長専決とする。
09	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
10	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
11	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
12	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

17	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
18	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
19	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
20	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
21	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注)

1～6 [略]

7 本表における「市長が指定するものC」とは、災害応急に関するもの、単価協定品等及び地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定による契約に基づき借り入れる物品をいう。

8 本表における「市長が指定するものD」とは、電柱、電話ボックス、上下水道管、ガス管、通路、自動販売機その他これらに類するものの設置のためのもの及び一時的な材料置場等のためのものをいう。

9 [略]

13	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
14	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
15	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
16	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
17	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注)

1～6 [略]

7 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後												改正前												
2-4 契約												2-4 契約												
決裁 事項	節 称	節名 称	細節名 称	専決 範囲	決裁区分					合議	備考	決裁 事項	節 称	節名 称	細節名 称	専決 範囲	決裁区分					合議	備考	
					副市 長	局長	部長	課長 及び 課長 相当 する 室長	学校 長 及 副校 長 及 准 校長								特定 職 員	副市 長	局長	部長	課長 及び 課長 相当 する 室長			学校 長 及 副校 長 及 准 校長
01	調達	10	需用 費  印刷製 本費、 医薬材 料費	消耗品 費、燃 料費、 円超	8,00 0万						行財 政局 長	100万円を超える ものについては経 理契約を要する。	01	調達	10	需用 費  印刷製 本費、 医薬材 料費	消耗品 費、燃 料費、 円超	8,00 0万					行財 政局 長	100万円を超える ものについては経 理契約を要する。
				印刷製 本費、 円以下	8,00 0万													契約 監理 課長						
					100 万円 以下					○							○							
					20万 円以 下												第3 類教 育機 関の 長							
			消耗品 費、燃 料費、 超	200 万円		○										消耗品 費、燃 料費、 超	200 万円		○					

印刷製 本費、 医薬材 料費 (市長 が指定 するも のA)	200 万円 以下			○			
	100 万円 以下				○	○	
	20万 円以 下						第3 類教 育機 関の 長
消耗品 費(共 通物品 のうち 市長が 指定す るも の)	全て						総務 事務 セン ター 長
消耗品 費(共 通物品 のうち 市長が 指定す るもの を除 く)	全て				○	○	第3 類教 育機 関の 長

印刷製 本費、 医薬材 料費 (市長 が指定 するも のA)	200 万円 以下			○			
	100 万円 以下					○	○
	20万 円以 下						第3 類教 育機 関の 長
消耗品 費(共 通物品 のうち 市長が 指定す るも の)	全て						総務 事務 セン ター 長
消耗品 費(共 通物品 のうち 市長が 指定す るもの を除 く)	全て					○	○

消耗品 費（図書資料 （教科 用指導 書））	8,000万円超					行財 政局 長	200万円を超える ものについては経 理契約を要する。	消耗品 費（図書資料 （教科 用指導 書））	8,000万円超					行財 政局 長	200万円を超える ものについては経 理契約を要する。
	8,000万円以下					契約 監理 課長			8,000万円以下					契約 監理 課長	
	200万円以下			○					200万円以下			○			
	100万円以下				○	○			100万円以下				○	○	
	20万円以下								第3 類教 育機 関の 長	20万円以下					
消耗品 費（各種 施設 におけ る給与 品）	8,000万円超					行財 政局 長	100万円を超える ものについては経 理契約を要する。	消耗品 費（各種 施設 におけ る給与 品）	8,000万円超					行財 政局 長	100万円を超える ものについては経 理契約を要する。
	8,000万円以下					契約 監理 課長			8,000万円以下					契約 監理 課長	
	100万円以下				○				100万円以下				○		

電気料金	4,000万円超					行財政局長	1,000万円を超えるものについては経理契約を要する。	調達10	需用費	電気料金	4,000万円超					行財政局長	1,000万円を超えるものについては経理契約を要する。
	4,000万円以下					契約監理課長					4,000万円以下					契約監理課長	
	1,000万円以下				○	○					1,000万円以下				○	○	
	100万円以下					第3類教育機関の長					100万円以下					第3類教育機関の長	
電気料金（電気事業者の定める申込書によるもの）	全て				○	○	第3類教育機関の長			○	○	第3類教育機関の長	入札又は見積合せで不調となり、電気事業者の定める申込書により契約する場合に限る。				
ガス料金、上下水道料金	全て				○	○	第3類教育機関の			○	○	第3類教育機関の					



													長
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
02	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	調達	11	役務費	電気通信料金	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
04	調達	13	使用料及び貸借料	一般使用料等	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	物品の借入れ	13	使用料及び貸借料	一般使用料等	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	2 [略]

													長
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
02	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	調達	11	役務費	電気通信料	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
04	調達	13	使用料及び貸借料	一般使用料等（一般借料使用料等（貸借に係るものを除く））	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	物品の借入れ	13	使用料及び貸借料	一般使用料等（物品）	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	1 金額は、賃料の年額又は総額を表し、無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。
				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	2 [略]

			一般使用料等 (市長が指定するものC)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
請負 (その他)	13	使用 料及 び貸 借料	自動車 借上料	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
物品 の借 入れ	13	使用 料及 び貸 借料	自動車 借上料	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 [略]
請負 (その他)、 物品 の借 入れ	13	使用 料及 び貸 借料	自動車 借上料 (市長が指定するものB、C)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	自動車借上料の契約を貸借で締結する場合、金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の
			一般使用料等 (物品)(市長が指定するものC)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	金額は、賃料の年額又は総額を表し、無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。
請負 (その他)	13	使用 料及 び貸 借料	自動車 借上料 (その他請負契約)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
物品 の借 入れ	13	使用 料及 び貸 借料	自動車 借上料 (物品貸借契約)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	1 金額は、賃料の年額又は総額を表し、無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。 2 [略]
請負 (その他) ・物品 の借 入れ	13	使用 料及 び貸 借料	自動車 借上料 (市長が指定するものB、C)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	自動車借上料の契約を貸借で締結する場合、金額は、賃料の年額又は総額を表し、無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示

												金額による。
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
物品	13	使用	自動車	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
の借入れ		料及び借上料	(市長が指定するものC)									
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
不動産の借入れ	13	使用	土地借料及び家屋借上料、	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	神戸市1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
		及び家屋借上料	借上料、									2、3 [略]
		借料	上げ料									は、行財政局部長(資産活用担当) (500万円を超えるもの。資産活用課長経由)又

												す。
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
物品	13	使用	自動車	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	金額は、賃料の年額又は総額を表し、無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。
の借入れ		料及び借上料	(市長が指定するものC)									
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
不動産の借入れ	13	使用	土地借料及び家屋借上料、	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	神戸市1 金額は、賃料の年額又は総額を表し、無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。
		及び家屋借上料	借上料、									2、3 [略]
		借料	上げ料									は、行財政局部長(資産活用担当) (500万円を超えるもの。資産活用課長経由)又

								は資産 活用課 長（500 万円以 下）に合 議
土地借	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	神戸市 公有財 産規則 が適用 される ものの うち、一 時的な 材料置 場等の ための ものに ついて は、 <u>行財 政局部 長（資産 活用担 当）</u> （5 00万円 を超える もの。 資産活
上料、	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
家屋借 上料 （市長 が指定 するも のD)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	

								は資産 活用課 長（500 万円以 下）に合 議
土地借	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	神戸市 公有財 産規則 が適用 される ものの うち、一 時的な 材料置 場等の ための ものに ついて は、 <u>行財 政局局 長（資産 活用担 当）</u> （5 00万円 を超える もの。 資産活
上料、	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
家屋借 上料 （市長 が指定 するも のD)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	

													用 課 長 経 由 ) 又 は 資 産 活 用 課 長 ( 500 万 円 以 下 ) に 合 議																					用 課 長 経 由 ) 又 は 資 産 活 用 課 長 ( 500 万 円 以 下 ) に 合 議											
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]								
07	不 動 産 若 し く は 地 上 権、 地 役 権 其 他 これ ら に 準 ず る 権 利 の 取 得 又 は 借 地 権 に 係 る	16	公 有 財 産 土 地 購 入 費、 家 屋 購 入 費、 そ の 他 財 産 購 入 費	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	神 戸 市 公 有 財 産 規 則 が 適 用 さ れ る も の に つ い て は、行 財 政 局 部 長 ( 資 産 活 用 担 当 ) ( 8, 000 万 円 を 超 え る も の。 資 産 活 用 課 長 経 由 ) 又 は 資 産	[略]		07	不 動 産 若 し く は 地 上 権、 地 役 権 其 他 これ ら に 準 ず る 権 利 の 取 得 又 は 借 地 権 に 係 る	16	公 有 財 産 土 地 購 入 費、 家 屋 購 入 費、 そ の 他 財 産 購 入 費	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	神 戸 市 公 有 財 産 規 則 が 適 用 さ れ る も の に つ い て は、行 財 政 局 部 長 ( 資 産 活 用 担 当 ) ( 8, 000 万 円 を 超 え る も の。 資 産 活 用 課 長 経 由 ) 又 は 資 産	[略]	

[略]													活用課長 (8,000万円以下)に合議	[略]								
[略]													活用課長 (8,000万円以下)に合議	[略]								
10	移転料その他諸補償 (借地権に係る補償を除く。)	21	補償 補填及び賠償金	損失補償金	200万円超	○																不動産の取得等に伴うもので、神戸市の公共用地の取得に伴う損失補償基準の適用を受けるものについては、行財政局担当局長 (資産活用担当) (3,000万円)
					200万円以下		○															部長 (学校計画担当)
					100万円以下			○														
				損失補償金 (電柱、ケーブル、上下水道管又はガス管の移設)	200万円超		○															学校環境整備課長
					200万円以下			○														
					100万円以下				○													
					50万円以下					○												
					200万円超																	
					200万円以下																	
					100万円以下																	
					500万円以下																	

損害 の費 用負 担	に伴う もの)							
	損失補 償金 (請負 円超	3,00 0万	○					
	契約約 款に規 定する 不可抗 力によ る損害 の費用 負担)	3,00 0万 円以 下		○				
		1,00 0万 円以 下			○			
		500 万円 以下				○		
	損失補 償金 (公共 事業の 施行に 伴う移 転料そ の他諸 補償 (土地 取得に 係るも	3,00 0万 円超	○					
		3,00 0万 円以 下		○				
		1,00 0万 円以 下			○			
		500 万円 以下				○		

損害 の費 用負 担								を 超 え る も の。 資 産 活 用 課 長 経 由) 又 は 資 産 活 用 課 長 (3,0 00 万 円 以 下) に 合 議
	損失補 償金 (土地 取得以 外)	200 万円 超	○					
		200 万円 以下		○				
		100 万円 以下			○			
		50万 円以 下				○		
	損失補 償金 (土地 取得以 外)	200 万円 超		○				
		200 万円			○			

のを除く))	万円以下							
損失補償金 (土地取得に係るもの)	3,000万円超 3,000万円以下	○						不動産の取得等に伴うもので、神戸市の公共用地の取得に伴う損失補償基準の適用を受けらるものについては、行財政局長(資産活用担当) (3,000万円を超えるもの。資産活用課長経
	1,000万円以下		○					部長(学校計画担当)
	500万円以下							学校環境整備課長

(電柱、ケーブル、上水道管又はガス管の移設に伴うもの)	以下 100万円以下							○
損失補償金 (土地取得以外)	3,000万円超 3,000万円以下	○						
(請負契約に規定する不可抗力による損害の費用負担)	1,000万円以下 500万円以下						○	



												由)又は		
												資産活		
												用課長		
												(3,000		
												万円以		
												下)に合		
												議		
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
12	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	売却	—	—	—	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	神戸市	[略]	[略]
	(不				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	公有財		
	動産				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	産規則		
	又は				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	が適用		
	地上				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	される		
	権、				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	もの		
	地役				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	ついて		
	権、				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	は、行財		
	その他				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	政局部		
	これら				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	長(資産		
	に準				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	活用担		
	ずる				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	当)(4,		
	権				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	000万円		
	利)				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	を超え		
					[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	るもの。		
					[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	資産活		
					[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	用課長		
					[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	経由)又		
					[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]			

											は資産 活用課 長（4,0 00万円 以下）に 合議										は資産 活用課 長（4,0 00万円 以下）に 合議								
13	不動 産の 交換	—	—	—	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	神戸市 [略]		13	不動 産の 交換	—	—	—	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	神戸市 [略]					
					[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	公有財 産規則 が適用 される ものに ついて は、行財 政局部 長（資産 活用担 当）（4, 000万円 を超える もの。 資産活 用課長 経由）又 は資産 活用課 長（4,0 00万円												[略]		[略]		[略]		公有財 産規則 が適用 される ものに ついて は、行財 政局局 長（資産 活用担 当）（4, 000万円 を超える もの。 資産活 用課長 経由）又 は資産 活用課 長（4,0 00万円

										以下)に 合議											以下)に 合議
14	物品 の借 入れ (支 出を 伴わ ない もの)	80万 円超			○						金額は、賃料の年 額又は総額を表 す。賃料が減額さ れる場合は、減額 されないものとし た場合の金額によ る。										
		80万 円以 下					○	○													
		20万 円以 下								第3 類教 育機 関の 長											
	物品 の借 入れ (支 出を 伴わ ない もの)  (市 長が 指定 する もの c)	200 万円 超			○						金額は、賃料の年 額又は総額を表 す。賃料が減額さ れる場合は、減額 されないものとし た場合の金額によ る。										
		200 万円 以下					○														
		100 万円 以下						○	○												
		50万 円以 下								第3 類教 育機 関の 長											

15	物品 の貸 付	[略][略][略][略][略][略][略] [略][略][略][略][略][略][略] [略][略][略][略][略][略][略] [略][略][略][略][略][略][略] [略][略][略][略][略][略][略]	[略]	<p>1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 賃料の減額については、局長の専決とする。</p> <p>4 [略]</p>	14	物品 の貸 付	[略][略][略][略][略][略][略] [略][略][略][略][略][略][略] [略][略][略][略][略][略][略] [略][略][略][略][略][略][略] [略][略][略][略][略][略][略]	[略]	<p>1 金額は、賃料の年額又は総額を表わし、無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p>
	物品 の貸 付 (収入を伴わないもの)	<p>200万円超 ○</p> <p>200万円以下 ○</p> <p>100万円以下 ○ ○</p> <p>20万円以下 第3類教育機関の長</p>		<p>1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。</p> <p>2 賃料の免除については、局長の専決とする。</p>					
16	不動	全て ○		金額は、賃料の年					

	産の借入れ (支出を伴わないもの)			100万円以下						第2類教育機関の長	額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。														
	不動産の借入れ (支出を伴わないもの) (市長が指定するものD)			200万円超		○					金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。														
				200万円以下			○																		
					100万円以下				○																
17	不動産の			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	神戸市1 公有財	金額は、賃料の年額又は総額													
15	不動産の			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	神戸市1 公有財	金額は、賃料の年額又は総額													

貸付			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	産規則 が適用 される ものに ついて は、行財 政局部 長(資産 活用担 当) (5 00万円 を超え るもの。 資産活 用課長 経由)又 は資産 活用課 長(500 万円以 下)に合 議	を表す。賃料が減 額される場合は、 減額されないも のとした場合の 金額による。 2、3 [略] 4 賃料の減額に ついては、局長の 専決とする。 5 [略]	貸付			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	産規則 が適用 される ものに ついて は、行財 政局部 長(資産 活用担 当) (5 00万円 を超え るもの。 資産活 用課長 経由)又 は資産 活用課 長(500 万円以 下)に合 議	を表し、無償のも の又は軽減され たものについて は、見積金額を示 す。 2、3 [略] 4 賃料の減免に ついては、局長の 専決とする。 5 [略]
不動産の 貸付 (市長が 指定			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	神戸市 公有財 産規則 が適用 される ものの	1 金額は、賃料 の年額又は総額 を表す。賃料が減 額される場合は、 減額されないも のとした場合の	不動産の 貸付 (市長が 指定			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	神戸市 公有財 産規則 が適用 される ものの	1 金額は、賃料 の年額又は総額 を表し、無償のも の又は軽減され たものについて は、見積金額を示

	するものD)								うち、一時的な材料置場等のためのものに 2、3 [略] 4 賃料の減額については、局長の専決とする。 5 [略] は、行財政局部長(資産活用担当) (500万円を超えるもの。資産活用課長経由)又は資産活用課長(500万円以下)に合議									するものD)					うち、一時的な材料置場等のためのものに 2、3 [略] 4 賃料の減免については、局長の専決とする。 5 [略] は、行財政局局長(資産活用担当) (500万円を超えるもの。資産活用課長経由)又は資産活用課長(500万円以下)に合議
18	不動産の貸付(収	—	—	—	全て	○			神戸市第2類教育機	1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、													

入を伴わないもの)									関の	される	減額されないも
									長	もの	のとした場合の
										ついて	金額による。
										は、行財	2 賃料の免除に
									政局部	については、局長の	
									長(資産	専決とする。	
									活用担		
									当)(5		
									00万円		
									を超える		
									るもの。		
									資産活		
									用課長		
									経由)又		
									は資産		
									活用課		
									長(500		
									万円以		
									下)に合		
									議		
不動	—	—	—	200		○			神戸市	1	金額は、賃料
産の				万円					公有財		の年額又は総額
貸付				超					産規則		を表す。賃料が減
(収				200			○		が適用		額される場合は、
入を				万円					される		減額されないも
伴わ				以下					ものの		のとした場合の
ない				100			○		うち、一		金額による。
も				万円					時的な	2	賃料の免除に



	の) (市長が指定するものD)		以下														
19	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
<p>(注)</p> <p>1～15 [略]</p>																	

材料置 については、局長の  
場等 の 専決とする。  
た め の  
も の に  
つ い て  
は、行財  
政 局 部  
長 (資 産  
活 用 担  
当) (5  
0 0 万 円  
を 超 え  
る も の。  
資 産 活  
用 課 長  
経 由) 又  
は 資 産  
活 用 課  
長 (500  
万 円 以  
下) に 合  
議

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公立大学法人神戸市看護大学公告

地方独立行政法人法第34条第3項の規定に基づき、2022年度公立大学法人神戸市看護大学の財務諸表を次のとおり公告する。

2023年10月17日

貸借対照表

(2023年3月31日)

(単位：円)

資産の部

I 固定資産

1 有形固定資産

土地		6,420,000,000
建物	2,040,689,602	
減価償却累計額	▲ 318,420,370	1,722,269,232
工具器具備品	94,882,422	
減価償却累計額	▲ 41,404,956	53,477,466
図書		511,235,334
有形固定資産合計		8,706,982,032

2 無形固定資産

ソフトウェア		5,926,174
無形固定資産合計		5,926,174

固定資産合計 8,712,908,206

II 流動資産

現金及び預金		292,554,572
前払金		60,357
その他未収金		32,636,836

流動資産合計 325,251,765

資産合計 9,038,159,971

負債の部

I 固定負債

資産見返負債（注）		
資産見返運営費交付金等	123,392,169	
資産見返補助金等	4,814,334	
資産見返寄附金	4,355,585	
資産見返物品受贈額	485,742,837	618,304,925
長期リース債務		30,727,696

固定負債合計 649,032,621

II 流動負債

運営費交付金債務（注）		31,123,859
寄附金債務（注）		3,617,214
前受受託事業費等		1,522,364
未払金		134,637,846
未払費用		5,118,760
リース債務		15,999,364
預り金		8,844,819
科学研究費助成事業等預り金（注）		54,985,446
賞与引当金		8,621,553

流動負債合計 264,471,225

負債合計 913,503,846

(注) 地方独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

純資産の部

I 資本金			
地方公共団体出資金		8,340,000,000	
資本金合計		<u>8,340,000,000</u>	8,340,000,000
II 資本剰余金			
資本剰余金			
減価償却相当累計額	▲ 307,622,526		
資本剰余金合計			<u>▲ 307,622,526</u>
III 利益剰余金			
目的積立金	81,453,941		
当期未処分利益	10,824,710		
(うち当期総利益	<u>10,824,710)</u>		
利益剰余金合計			<u>92,278,651</u>
純資産合計			<u>8,124,656,125</u>
負債純資産合計			<u>9,038,159,971</u>

損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日)

(単位：円)

経常費用			
業務費			
教育経費		154,099,911	
研究経費		33,600,973	
教育研究支援経費		45,299,633	
受託事業費		30,092,390	
役員人件費			
常勤役員	115,693,834		
非常勤役員	<u>1,007,880</u>	116,701,714	
教員人件費			
常勤教員	563,210,241		
非常勤教員	<u>26,294,671</u>	589,504,912	
職員人件費			
常勤職員	183,601,879		
非常勤職員	<u>26,404,240</u>	<u>210,006,119</u>	1,179,305,652
一般管理費			112,503,440
財務費用			
支払利息			<u>932,667</u>
経常費用合計			<u>1,292,741,759</u>
経常収益			
運営費交付金収益(注)		951,902,581	
授業料収益(注)		239,514,150	
入学金収益(注)		34,489,300	
検定料収益(注)		9,240,800	
補助金等収益(注)		11,110,171	
寄附金収益(注)		612,046	
受託事業収益		30,092,390	
資産見返負債戻入(注)			
資産見返運営費交付金等戻入	8,240,518		
資産見返物品受贈額戻入	<u>2,530,364</u>	10,770,882	
雑益			
財産貸付料収入	1,512,400		
科学研究費補助金間接経費収入(注)	11,100,000		
その他	<u>3,221,749</u>	<u>15,834,149</u>	
経常収益合計			<u>1,303,566,469</u>
経常利益			<u>10,824,710</u>
当期純利益			<u>10,824,710</u>
当期総利益			<u>10,824,710</u>
(注) 地方独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。			
資本剰余金を減額したコスト等に関する注記			
当期総利益		10,824,710	
減価償却相当額	▲ 76,905,630		
賞与引当金増加(減少)相当額	▲ 204,601		
退職給付引当金増加(減少)相当額	57,064,942		
小計		▲ 20,045,289	
資本剰余金を減額したコスト等を含めた損益相当額			▲ 9,220,579
科学研究費助成事業等に関する注記			
当期受入額			37,750,000
当期支出額			31,803,448

純資産変動計算書  
(2022年4月1日から2023年3月31日)

(単位：円)

	I 資本金	II 資本剰余金		III 利益剰余金			純資産 合計	
	地方公共団体 出資金	資本剰余金	減価償却 相当累計額 (-)	前期中期目標 期間繰越積立金	目的積立金	当期末処分利益 うち当期総利益		
当期首残高	8,340,000,000	-	▲ 230,716,896	-	65,190,042	16,263,899	-	8,190,737,045
当期変動額								
I 資本金の当期変動額								
出資金の受入	-	-	-	-	-	-	-	-
II 資本剰余金の当期変動額								
固定資産の取得	-	-	-	-	-	-	-	-
固定資産の除売却	-	-	-	-	-	-	-	-
減価償却	-	-	▲ 76,905,630	-	-	-	-	▲ 76,905,630
III 利益剰余金の当期変動額								
(1) 利益の処分								
前期中期目標期間からの繰り越し	-	-	-	-	-	-	-	-
利益処分による積立	-	-	-	-	16,263,899	▲ 16,263,899	-	-
(2) その他								
当期純利益	-	-	-	-	-	10,824,710	10,824,710	10,824,710
前期中期目標期間繰越積立金取崩額	-	-	-	-	-	-	-	-
目的積立金取崩額	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	▲ 76,905,630	-	16,263,899	▲ 5,439,189	10,824,710	▲ 66,080,920
当期末残高	8,340,000,000	-	▲ 307,622,526	-	81,453,941	10,824,710	10,824,710	8,124,656,125

キャッシュ・フロー計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日)

(単位：円)

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	原材料、商品又はサービスの購入による支出	▲ 189,068,804
	人件費支出	▲ 913,362,946
	その他の業務支出	▲ 132,439,092
	運営費交付金収入	1,015,179,150
	授業料収入	217,908,920
	入学金収入	31,638,300
	検定料収入	9,240,800
	補助金等収入	17,024,000
	受託事業収入	31,617,084
	寄附金収入	1,729,100
	その他収入	11,003,628
	預り金等の増減	19,439,201
	業務活動によるキャッシュ・フロー	119,909,341
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	▲ 60,290,409
	投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 60,290,409
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	リース債務の返済による支出	▲ 15,664,211
	利息の支払額	▲ 932,667
	財務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 16,596,878
IV	資金増減額	43,022,054
V	資金期首残高	249,532,518
VI	資金期末残高	292,554,572

利益の処分に関する書類

(単位：円)

I 当期未処分利益		10,824,710
当期総利益	10,824,710	
II 利益処分類		
積立金	—	
地方独立行政法人法第40条第3項により、 設立団体の長の承認を受けようとする額		
教育研究の質の向上及び組織運営の改善目的積立金	10,824,710	10,824,710



## 注 記 事 項

「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」（令和4年8月31日総務省告示第285号改訂）及び「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A（総務省自治行政局、総務省自治財政局、日本公認会計士協会 令和4年9月改訂）を適用して、財務諸表等を作成しています。

### I 重要な会計方針

#### 1. 運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しています。

なお、施設整備及び退職一時金については、費用進行基準を採用しています。

#### 2. 減価償却の会計処理方法

##### (1) 有形固定資産

定額法を採用しています。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準とし、設立団体から承継した固定資産については承継時の残存耐用年数で減価償却しています。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	19年～47年
工具器具備品	6年

ただし、リース資産については、リース期間を耐用年数とする定額法によっています。

また、特定の償却資産（地方独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除しています。

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。

#### 3. 賞与引当金の計上基準

賞与のうち、運営費交付金により財源措置がなされないものについては、教職員に支給する賞与に備えるため、支給見込額を計上しています。

#### 4. 退職給付に係る引当金の計上基準

退職一時金については運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上していません。

#### 5. 収益及び費用の計上基準

##### (1) 地方自治体出資等の機会費用の計算に使用した利率

2023年3月末における10年利付国債の利回りを参考に、0.38%で計算しています。

#### 6. リース取引の会計処理

リース料総額が3百万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

#### 7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっています。

#### 8. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については、預金で運用しています。

##### (2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における金融商品の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：円)

区 分	貸借対照表計上額(*1)	時 価(*1)	差 額(*1)
(1) 現金及び預金	292,554,572	292,554,572	—
(2) リース債務	(46,727,060)	(46,727,060)	—
(3) 未払金	(134,637,846)	(134,637,846)	—

(\*1) 負債に計上されているものは、( ) で示しています。

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によつています。

(3) リース債務

時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法により算定しています。

## II 貸借対照表関係

運営費交付金から充当されるべき退職給付見積額は、226,781,785円、運営費交付金から充当されるべき賞与見積額は、42,527,073円です。

## III 損益計算書関係

経常損益においてファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は、△56,291円であり、当該影響額を除いた当期総利益は10,881,001円です。

## IV キャッシュ・フロー計算書関係

### 1 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	292,554,572円
定期預金	0円
資金期末残高	292,554,572円

### 2 重要な非資金取引

寄附受による資産の増加 1,693,786円

## V 公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコスト

公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコスト

### I 業務費用

(1) 損益計算書上の費用	1,292,741,759	
(2) (控除) 自己収入等	▲ 319,364,853	
業務費用合計		973,376,906

II 資本剰余金を減額したコスト等 20,045,289

### III 機会費用

地方公共団体出資の機会費用	30,669,155	
国又は地方公共団体との人事交流による 出向職員から生じる機会費用	▲ 20,095,803	10,573,352

IV (控除) 設立団体納付額 0

V 公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコスト 1,003,995,547

公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストの注記における機会費用の計上方法

(1) 地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の2023年3月末利回りを参考に0.38%で計算しています。

(2) 国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、公立大学法人での勤務期間に

対応する部分について、公立大学法人神戸市外国語大学職員退職手当規程に定める退職給付支給基準等を参考に計算しています。

**VI 減損会計の適用について**

該当事項はありません。

**VII 重要な債務負担行為**

該当事項はありません。

**VIII 重要な後発事象**

該当事項はありません。

**附属明細書**

(1) 固定資産の取得及び処分、減価償却費（「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」及び「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による減価償却相当額も含む。）並びに減損損失の明細

(単位：円)

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		減損損失累計額		差引当期末残高	摘要
					当期償却額	当期減損損失	当期減損損失相当額			
有形固定資産										
建物	1,920,000,000	—	—	1,920,000,000	307,622,526	76,905,630	—	—	1,612,377,474	
(特定償却資産)										
計	1,920,000,000	—	—	1,920,000,000	307,622,526	76,905,630	—	—	1,612,377,474	
有形固定資産										
建物	58,815,812	61,873,790	—	120,689,602	10,797,844	6,109,270	—	—	109,891,758	
(特定償却資産以外)										
工具器具備品	87,323,002	7,559,420	—	94,882,422	41,404,956	16,852,092	—	—	53,477,466	
図書	505,711,169	5,524,165	—	511,235,334	—	—	—	—	511,235,334	
計	651,849,983	74,957,375	—	726,807,358	52,202,800	22,961,362	—	—	674,604,558	
非償却資産										
土地	6,420,000,000	—	—	6,420,000,000	—	—	—	—	6,420,000,000	
計	6,420,000,000	—	—	6,420,000,000	—	—	—	—	6,420,000,000	
有形固定資産の合計										
土地	6,420,000,000	—	—	6,420,000,000	—	—	—	—	6,420,000,000	
建物	1,978,815,812	61,873,790	—	2,040,689,602	318,420,370	83,014,900	—	—	1,722,269,232	
工具器具備品	87,323,002	7,559,420	—	94,882,422	41,404,956	16,852,092	—	—	53,477,466	
図書	505,711,169	5,524,165	—	511,235,334	—	—	—	—	511,235,334	
計	8,991,849,983	74,957,375	—	9,066,807,358	359,825,326	99,866,992	—	—	8,706,982,032	
無形固定資産										
ソフトウェア	17,087,200	0	—	17,087,200	11,161,026	3,417,440	—	—	5,926,174	
計	17,087,200	0	—	17,087,200	11,161,026	3,417,440	—	—	5,926,174	

(2) 棚卸資産の明細

該当事項はありません。

(3) 有価証券の明細

(3) - 1 流動資産として計上した有価証券  
該当事項はありません。

(3) - 2 投資その他の資産として計上した有価証券  
該当事項はありません。

(4) 長期貸付金の明細

該当事項はありません。

(5) 長期借入金の明細

該当事項はありません。

(6) 公立大学法人債の明細

該当事項はありません。

(7) 引当金の明細

(7) - 1 引当金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘 要
			目的使用	その他		
賞与引当金	8,711,715	8,621,553	8,711,715	—	8,621,553	

(7) - 2 貸付金等に対する貸倒引当金等の明細  
該当事項はありません。

(7) - 3 退職給付引当金の明細  
該当事項はありません。

(8) 資産除去債務の明細

該当事項はありません。

(9) 保証債務の明細

該当事項はありません。

(10) 資本剰余金の明細

(単位：円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
資本金	地方公共団体出資金	8,340,000,000	—	—	8,340,000,000	
	計	8,340,000,000	—	—	8,340,000,000	
資本剰余金	減価償却相当累計額	▲ 230,716,896	▲ 76,905,630	—	▲ 307,622,526	(注)
	計	8,109,283,104	▲ 76,905,630	—	8,032,377,474	

(注) 当期増加額は特定資産の減価償却によるものです。

(11) 目的積立金の取崩しの明細

目的積立金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
教育研究環境の維持・向上、 組織運営の改善目的積立金	—	16,263,899	—	16,263,899	

(12) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

(12) - 1 運営費交付金債務

(単位：円)

交付年度	期首残高	交付金当期 交付額	当期振替額				期末残高
			運営費交付金 収益	資産見返 運営費交付金	資本剰余金	小 計	
2021年度	53,187,259	—	1,593,130	22,759,000	—	24,352,130	28,835,129
2022年度	—	996,158,250	950,309,451	43,560,069	—	993,869,520	2,288,730
合 計	53,187,259	996,158,250	951,902,581	66,319,069	—	1,018,221,650	31,123,859

(12) - 2 運営費交付金収益

(単位：円)

業務等区分	2021年度交付分	2022年度交付分	合計
期間進行基準	—	880,798,181	880,798,181
費用進行基準	1,593,130	69,511,270	71,104,400
合 計	1,593,130	950,309,451	951,902,581

(13) 運営費交付金以外の設立団体等からの財源措置の明細

(13) - 1 施設費の明細

該当事項はありません。

(13) - 2 補助金等の明細

(単位：円)

名 称	交付元	経費 の別	期 首 残 高	当 期 交 付 額	当 期 振 替 額					期 末 残 高	摘 要 (注)
					建設仮 勘定見 返補助 金等	資産見返 補助金等	資本 剰余 金	長期預 り補助 金等	収益		
神戸市地域子育て支援拠点事業/「ひろば型」事業費補助金	神戸市	直接 経費	-	6,765,171	-	-	-	-	6,765,171	-	6,765,171
		間接 経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ウィズコロナ時代の新たな医療に対応できる医療人材養成事業	文部科学省	直接 経費	-	9,900,000	-	5,555,000	-	-	4,345,000	-	9,900,000
		間接 経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		直接 経費	-	16,665,171	-	5,555,000	-	-	11,110,171	-	16,665,171
		間接 経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		計	-	16,665,171	-	5,555,000	-	-	11,110,171	-	16,665,171

(注) 摘要には、当期交付決定額を記載しております。

(14) 役員及び教職員の給与の明細

(単位：円、人)

区 分		報酬又は給料等		退職給付	
		金額	支給 人員	金額	支給 人員
役 員	常 勤	81,321,713	5	34,372,121	2
	非常勤	1,007,880	5	—	—
	計	82,329,593	10	34,372,121	—
教 員	常 勤	541,111,843	53	22,098,398	7
	非常勤	26,294,671	15	—	—
	計	567,406,514	68	22,098,398	7
職 員	常 勤	178,048,249	32	5,553,630	12
	非常勤	26,404,240	31	—	—
	計	204,452,489	63	5,553,630	12
合 計	常 勤	800,481,805	90	62,024,149	21
	非常勤	53,706,791	51	—	—
	計	854,188,596	141	62,024,149	21

(注1) 役員に対する報酬及び退職手当の支給基準の概要

「公立大学法人神戸市看護大学役員報酬規程」及び「公立大学法人神戸市看護大学役員退職手当規程」に基づき支給しています。

(注2) 教職員に対する給与及び退職手当の支給基準の概要

「公立大学法人神戸市看護大学職員の給与に関する規程」、「公立大学法人神戸市看護大学契約職員就業規則」、「公立大学法人神戸市看護大学非常勤講師就業規則」、「公立大学法人神戸市看護大学パート職員就業規則」及び「公立大学法人神戸市看護大学職員退職手当規程」に基づき支給しています。

(注3) 支給人員については、報酬又は給料等は平均支給人員、退職給付は年間支給人員で記載しています。

(注4) 報酬又は給料等には、賞与及び賞与引当金繰入額を含めています。

(注5) 退職給付には、神戸市からの派遣職員に係る退職給付負担金拠出額を含めています。

(15) 開示すべきセグメント情報

単一の事業活動を営んでいるため、記載は省略しています。



(16) 業務費及び一般管理費の明細

(単位：円)

教育経費		
消耗品費	13,358,607	
備品費	5,238,564	
印刷製本費	2,436,701	
水道光熱費	21,275,840	
旅費交通費	1,653,613	
通信運搬費	254,941	
賃借料	5,433,932	
福利厚生費	75,780	
保守費	2,979,350	
修繕費	412,742	
損害保険料	65,660	
行事費	284,400	
諸会費	15,000	
報酬・委託・手数料	60,581,373	
奨学費	25,935,050	
減価償却費	13,651,858	
雑費	446,500	154,099,911
研究経費		
消耗品費	9,667,775	
備品費	1,139,879	
印刷製本費	2,825,810	
水道光熱費	3,824,552	
旅費交通費	3,753,141	
通信運搬費	580,777	
賃借料	1,161,200	
修繕費	22,000	
損害保険料	35,000	
諸会費	3,274,478	
報酬・委託・手数料	7,314,696	
雑費	1,665	33,600,973
教育研究支援経費		
消耗品費	6,333,372	
備品費	25,800	
印刷製本費	167,142	
水道光熱費	3,694,183	
旅費交通費	1,400	
賃借料	13,060,344	
保守費	3,057,056	
修繕費	99,000	
諸会費	38,000	
報酬・委託・手数料	10,371,306	
減価償却費	8,407,920	
雑費	44,110	45,299,633

受託事業費			
消耗品費	2,706,484		
備品費	110,792		
印刷製本費	678,696		
旅費交通費	146,400		
通信運搬費	246,351		
賃借料	728,046		
報酬・委託・手数料	4,917,918		
教員人件費	19,601,743		
職員人件費	955,960	30,092,390	30,092,390
役員人件費			
常勤役員人件費			
報酬	52,152,912		
賞与	20,812,182		
退職給付費用	34,372,121		
法定福利費	8,356,619	115,693,834	
非常勤役員人件費			
報酬	1,007,880	1,007,880	116,701,714
教員人件費			
常勤教員人件費			
給料	328,855,208		
賞与	110,276,936		
退職給付費用	22,098,398		
法定福利費	101,979,699	563,210,241	
非常勤教員人件費			
給料	26,294,671	26,294,671	589,504,912
職員人件費			
常勤職員人件費			
給料	127,797,800		
賞与	20,368,146		
賞与引当金繰入額	8,621,553		
退職給付費用	5,553,630		
法定福利費	21,260,750	183,601,879	
非常勤職員人件費			
給料	24,294,721		
法定福利費	2,109,519	26,404,240	210,006,119
一般管理費			
消耗品費		6,325,846	
備品費		1,283,135	
印刷製本費		2,379,270	
水道光熱費		4,190,364	
旅費交通費		1,411,947	
通信運搬費		4,019,793	
賃借料		1,223,092	
福利厚生費		1,519,093	

保守費	907,808	
修繕費	37,680,357	
損害保険料	535,170	
広告宣伝費	1,034,580	
行事費	312,400	
諸会費	4,366,550	
報酬・委託・手数料	40,837,310	
振込手数料	126,620	
租税公課	8,000	
減価償却費	4,319,024	
雑費	23,081	112,503,440

(17) 寄附金の明細

(単位：円、件)

当期受入額	件数	摘要
2,430,986	464	うち現物寄付 1,693,786円 456件

(18) 受託研究の明細

該当事項はありません。

(19) 共同研究の明細

該当事項はありません。

(20) 受託事業等の明細

(単位：円)

委託者	経費の別	期首残高	当期受入額	受託事業等収益	期末残高
文部科学省	直接経費	—	6,036,084	4,513,720	1,522,364
	間接経費	—	—	—	—
兵庫県	直接経費	—	10,456,000	10,456,000	—
	間接経費	—	—	—	—
神戸市	直接経費	—	15,122,670	15,122,670	—
	間接経費	—	—	—	—
合計	直接経費	—	31,614,754	30,092,390	1,522,364
	間接経費	—	—	—	—

(21) 科学研究費助成事業等の明細

(単位：円、件)

種 目	当期受入額	件 数	摘 要
基盤研究A	(1,630,000) 264,000	4	
基盤研究B	(18,620,000) 5,586,000	7	
基盤研究C	(9,400,000) 2,820,000	26	
挑戦開拓	(1,700,000) 510,000	1	
挑戦的萌芽研究	(900,000) 270,000	1	
若手研究	(3,100,000) 930,000	4	
研究活動スタート支援	(2,400,000) 720,000	3	
合 計	(37,750,000) 11,100,000	46	

(注) 当期受入は間接経費相当額を記載し、直接経費相当額については外数として括弧内に記載しております。

(22) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

(22) -1 現金及び預金の明細

(単位：円)

区 分	期末残高	備 考
現金	53,000	
普通預金	292,501,572	
計	292,554,572	

(22) -2 資産見返物品受贈額の明細

(単位：円)

区 分	期末残高	備 考
工具器具備品	1	
図書	483,293,396	
ソフトウェア	2,449,440	
計	485,742,837	

(23) 表示方法の変更

(貸借対照表)

地方独立行政法人会計基準及び同注解(令和4年8月31日総務省告示第285号改訂)の改正に伴い、当事業年度より「預り科学研究費補助金等」を「科学研究費助成事業等預り金」に、「損益外減価償却累計額」を「減価償却相当累計額」にそれぞれ変更しております。